2026 年 9 月 1 日現在

商品名	インターネット支店専用定期預金 自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型・半年複利型＞

販売対象	・インターネット支店にて普通預金口座を開設している個人のみ
期間	・定型方式１年、定型方式３年、定型方式５年 自動継続（利払）式のみの取扱いとなります。
預入（受入） **(1) 預入（受入）方法** **(2) 預入金額** **(3) 預入単位**	 ・インターネットバンキングより一括預入（普通預金からの振替預入） ・それぞれの期間ごとに１口10万円以上5,000万円以内かつ １年、３年、５年もの合算で5,000万円以内 ・１円単位
払戻（支払）方法	・満期日以後に一括して支払います。
利息 **(1) 適用金利** **(2) 利払方法（頻度）** **(3) 計算方法**	 ・固定金利（預入時の利率（年利回り）を満期日まで適用します。） 〇１年もの（単利型）　店頭表示金利（スーパー定期１年もの）＋ ０．５００％ 〇３年もの（半年複利型）　店頭表示金利（スーパー定期３年もの）＋ ０．５００％ 〇５年もの（半年複利型）　店頭表示金利（スーパー定期５年もの）＋ ０．５００％ ※ 自動継続の初回満期日以降の継続分は、継続日におけるそれぞれの期間に相当するスーパー定期の店頭表示金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を365日とする日割計算 （3年、5年ものは６ヶ月毎の複利計算を行います。）
商品コード	・「１１９」
取扱期間	・２０２６年９月１日（火）～２０２７年３月３１日（水） ※金利情勢等により内容変更またはお取扱いを中止させていただくことがあります。
税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013（平成25）年1月1日から2037（令和19）年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※マル優の取扱いはできません。
特約事項 **（※付加できない事項）**	※総合口座の取扱いはできません。 ※一部解約の取扱いはできません。 ※満期案内は送付いたしません。
中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 （3年、5年ものは６ヶ月毎の複利計算を行います。） ＜定型方式１年＞ ・６ヶ月未満　……　解約日の普通預金利率 ・６ヶ月以上１年未満　……　約定利率×５０％ ＜定型方式３年＞ ・６ヶ月未満　……　解約日の普通預金利率 ・６ヶ月以上１年未満　……　約定利率×４０％ ・１年以上１年６ヶ月未満　……　約定利率×５０％ ・１年６ヶ月以上２年未満　……　約定利率×６０％ ・２年以上２年６ヶ月未満　……　約定利率×７０％ ・２年６ヶ月以上３年未満　……　約定利率×９０％ ＜定型方式５年＞

姫路信用金庫

	・６ヶ月未満　……　解約日の普通預金利率 ・６ヶ月以上１年未満　……　約定利率×３０％ ・１年以上１年６ヶ月未満　……　約定利率×４０％ ・１年６ヶ月以上２年未満　……　約定利率×５０％ ・２年以上２年６ヶ月未満　……　約定利率×６０％ ・２年６ヶ月以上３年未満　……　約定利率×７０％ ・３年以上４年未満　……　約定利率×８０％ ・４年以上５年未満　……　約定利率×９０％ （注）小数点第３位以下切捨て。但し、普通預金利率を下限とする。
金利情報の入手方法	・当金庫ホームページにてご確認ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客さまセンターにお申し出ください。 〇お客さまセンター（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ:0120-307-860　平日9時～17時） ・紛争解決措置 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さまセンターまたは全国しんきん相談所にお申し出ください。 〇全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825　9時～17時） また、お客さまから下記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 〇兵庫県弁護士会　（電話:078-341-8227） 〇東京弁護士会　（電話:03-3581-0031） 〇第一東京弁護士会　（電話:03-3595-8588） 〇第二東京弁護士会　（電話:03-3581-2249） なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、下記方法によるご利用も可能です。 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となるべき事項	・自動継続停止後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）